

令和8年第5回定例会

江東区教育委員会会議録

令和8年5月29日（金）

江東区教育委員会

令和 8 年 第 5 回 江 東 区 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

- 1 開会年月日 令和 8 年 5 月 2 9 日（金）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 閉会年月日 令和 8 年 5 月 2 9 日（金）午前 1 1 時 4 2 分
- 3 開 会 場 所 江東区役所
- 4 出 席 委 員 本多健一朗（教育長）、鈴木清人（教育長職務代理者）、
浅野美智子、大久保善子、安部敏啓
- 5 出 席 職 員 青柳教育委員会事務局次長、
梅村教育委員会事務局参事 深川図書館長事務取扱、
瀧澤庶務課長、西隈教育政策推進担当課長、
松崎学校施設課長（整備担当課長兼務）、瀧川学務課長、
金指指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
阿久津教育支援課長（教育センター所長兼務）、野沢地域教育課長、
吉木江東図書館長、岩崎青少年課長
- 6 議 題
 - 日程第 1 議案第 2 6 号 令和 8 年度江東区一般会計補正予算（第 1 号）に関する意見聴取
 - 日程第 2 議案第 2 7 号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起に関する意見聴取
 - 日程第 3 議案第 2 8 号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
 - 日程第 4 議案第 2 9 号 江東区立幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正
 - 日程第 5 議案第 3 0 号 江東区立第六砂町小学校改築工事請負契約に関する意見聴取
 - 日程第 6 議案第 3 1 号 江東区立第六砂町小学校改築電気設備工事請負契約に関する意見聴取
 - 日程第 7 議案第 3 2 号 江東区立第六砂町小学校改築機械設備工事請負契約に関する意見聴取
 - 日程第 8 議案第 3 3 号 江東区立枝川小学校校舎その他改修工事請負契約に関する意見聴取
 - 日程第 9 議案第 3 4 号 江東区立枝川小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約に関する意見聴取
 - 日程第 1 0 議案第 3 5 号 江東区立枝川小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約に関する意見聴取
 - 日程第 1 1 議案第 3 6 号 江東区立豊洲小学校校舎その他改修工事請負契約に関する意見聴取

- 日程第 1 2 議案第 3 7 号 江東区立豊洲小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約に関する意見聴取
- 日程第 1 3 議案第 3 8 号 江東区立豊洲小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約に関する意見聴取
- 日程第 1 4 議案第 3 9 号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取（江東区立小名木川小学校改築電気設備工事）
- 日程第 1 5 議案第 4 0 号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取（江東区立小名木川小学校改築機械設備工事）
- 日程第 1 6 議案第 4 1 号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取（江東区立第二南砂中学校校舎その他電気設備改修工事）
- 日程第 1 7 議案第 4 2 号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取（江東きっずクラブ北砂増築その他改修工事請負契約）

7 報告事項

- (1) 学校施設の収容対策について
- (2) 地下鉄 8 号線延伸に伴う江東区立豊洲小学校代替校庭の整備及び施行協定書の締結について
- (3) 令和 8 年度江東区立中学校生徒海外短期留学について
- (4) 令和 8 年度江東区立中学校生徒海外短期留学に係る校長の職務代理について
- (5) 江東きっずクラブ等における指導検査の実施について
- (6) 江東区立図書館指定管理者の選定手続きについて（こどもプラザ図書館）
- (7) 東京湾華火祭開催に伴う図書館運営について
- (8) 江東区青少年交流プラザの指定管理者の選定手続きについて
- (9) 令和 9 年二十歳のつどいの開催について

8 協議事項

- (1) 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第 1 0 条に定める施設状況の公表について
- (2) 通学区域の指定校変更について

9 審議概要

本 多 教 育 長 それでは、ただいまより令和 8 年第 5 回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

 本日の会議録署名委員を御指名いたします。大久保委員、安部委員にお願いいたします。

 本日の進行ですが、議事進行上の都合から、初めに報告事項 8 及び報告事項 9 について報告を受けた後に審議に入ります。

 それでは、初めに報告事項 8 江東区青少年交流プラザの指定管理者の選定手続きについてを説明願います。

 青少年課長。

岩崎青少年課長 資料21、江東区青少年交流プラザの指定管理者の選定手続について御説明いたします。平成29年度から指定管理者による管理運営を行ってきた青少年交流プラザですが、令和8年度末をもって現在の指定期間満了を迎えるため、下記のとおり再選定手続を実施いたします。

2については記載のとおりでございます。

3の現在の指定管理者でございますが、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会が管理運営を行っています。また、今回の選定で指定する期間につきましては、令和9年4月1日からの5年間となっております。指定管理者の導入によって高い満足度を得ているというところもございますので、引き続き、4、選定方法としては公募による選定を予定しております。

選考日程ですけれども、現在、事業者をホームページで募集しており、6月22日締切りとしております。下記のと通りの日程で選考を予定しており、令和8年の10月3日で議決をした後に、令和9年4月から新しい事業者での運営開始を予定しております。周知としては、ホームページで行っております。

私からの説明は以上となります。

本多教育長 本件について質疑願います。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。今の指定管理者の日本スポーツ振興協会さんは、その前の期とか、これまでもずっとこちらしか指定管理業者じゃなかったのか、それともそうではなかったのか、状況が分かれば教えてください。

本多教育長 青少年課長。

岩崎青少年課長 青少年交流プラザは、平成29年からマミー・インターナショナルが指定管理を行っておりまして、それ以前は日本スポーツ振興協会が行っておりませんでした。そのため、令和4年4月1日から初めての江東区での指定管理ということになります。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。ここはそれなりの事業になると思うので、お願いをするときに、違う業者さんですと、替わったときにトラブルというか、何かしらなかったかなと思うんですけど、前回このスポーツ振興協会さんがマミーさんと替わられたことで、ちょうど5年前になるんで

すかね、そのときは特段問題はなかったんでしょうか。

本 多 教 育 長 青少年課長。

岩 崎 青 少 年 課 長 問題は特になかったです。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

安 部 委 員 はい。

本 多 教 育 長 ほかよろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

次に、報告事項 9 令和 9 年二十歳のつどいの開催についてを説明願います。

青少年課長。

岩 崎 青 少 年 課 長 資料 2 2、令和 9 年二十歳のつどいの開催について御説明いたします。

1 の期日につきましてはこちらのとおりでございます。

会場でございますけれども、ティアラこうとうが改修工事を行う関係で、会場をホテルイースト 2 1 東京へ変更いたします。なお、令和 1 0 年以降につきましては、ティアラこうとうへ会場を戻す予定としております。

主催については以下のとおりでございます。

対象といたしましては、4, 4 9 3 名となっております。開催方法といたしましては、今年度も会場の混雑緩和のために 4 部制の実施を考えております。なお、今年度につきましては、午前の部を城東地区、午後の部を深川地区として執り行います。

最後に周知の方法でございますが、6 月 1 6 日の区民環境委員会終了後に区のホームページにアップする予定でございまして、その後 7 月 1 日の区報、また、1 月 1 日の直前の区報で周知を行い、ほかにも SNS、スマートニュースを使って周知いたします。式典の招待状につきましては、1 2 月上旬の発送を予定しております。

以上となります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。今回、イーストを使うということで、ティアラと比べて、会場の規模的なサイズみたいなものって実際どんな感じになっているのかということと、もう 1 点、周知の方法でスマート

ニュースというのが登場していたので、おっと思ったので、なぜスマートニュース、ほかにもいろいろニュースサイトとかあると思うんですけど、ニュースサイトを選択された理由ってどういったところになるのか教えてください。

本 多 教 育 長 青少年課長。

岩 崎 青 少 年 課 長 規模的なところでまず御質問といたしまして、例年、ティアラですと、最大1,100名程度が収容可能になるんですけども、イースト21の場合ですと800席ぐらいが最大となります。こちらについては、1000席ぐらいであれば増減が可能ということとして、例年出席率70%ぐらいを予定しているので、そちらでも対応が可能かなと考えております。

また、スマートニュースの点でございますけれども、こちらについては、若者がアクセスするというサイトの1つとして選んだところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 ほかによろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

なお、青少年課長につきましては、他の公務のため、ここで退席いたします。

岩 崎 青 少 年 課 長 ありがとうございました。

本 多 教 育 長 それでは、審議に入ります。

日程第1 議案第26号 令和8年度江東区一般会計補正予算（第1号）に関する意見聴取を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第26号 令和8年度江東区一般会計補正予算（第1号）に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和8年5月29日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一郎。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

それでは、補正予算（第1号）について御説明いたします。資料1-1を御覧願います。

1枚お進みいただき、1ページの「令和8年度江東区一般会計補正予算（第1号）総括」を御覧願います。今回の本区全体の補正額は20億

5,500万円の増で、補正前の額に対して0.7%の伸びとなっております。歳入増の主なものは、第14款国庫支出金及び第18款繰入金で、歳出増は第3款民生費が最多となっております。

次に、教育委員会事務局に係る予算の補正について御説明いたします。2ページの(1)「歳入歳出予算総括」を御覧願います。歳入は8,161万1,000円の増、歳出は1億8,909万3,000円の増となっております。

次に、歳入について御説明いたします。3ページ、(2)「歳入事項別明細書」を御覧願います。第15款都支出金、第2項都補助金、第6目教育費補助金の概要に記載がございますエデュケーション・アシスタント配置支援事業補助金、学童クラブ従事職員宿舍借り上げ支援事業費補助金は、この後歳出の項目で御説明する事業を実施するに当たり必要となる経費に係る補助金でございます。

第20款諸収入、第6項雑入、第3目納付金は、エデュケーション・アシスタントの追加配置に伴い増額となる厚生年金保険料納付金と雇用保険料納付金でございます。

続いて歳出について御説明いたします。4ページの(3)「歳出事項別明細書」を御覧願います。第7款教育費、第1項教育総務費、第3目教育指導費の教育指導事務は、教員の負担軽減と教育の質の向上を図るため、新たな基準を満たす小学校にエデュケーション・アシスタントを1名追加配置するものでございます。

第5目放課後支援費の右説明欄、放課後こどもプラン事業及び私立学童クラブ補助事業は、きつずクラブ等に勤務する放課後児童支援員及び補助員の宿舍借り上げを行う事業者に対して費用を補助するものでございます。

第6目放課後支援施設建設費、右説明欄、きつずクラブ北砂増築事業及びきつずクラブ北砂改修事業は、令和8年3月から適用の公共工事設計労務単価等への対応を実施するものでございます。

5ページをお願いいたします。第2項小学校費、第5目学校施設建設費、右説明欄、小学校大規模改修事業は、東陽小学校の代替校舎を全天候ゴムチップ舗装で整備するものでございます。

6ページをお願いいたします。第3項中学校費、第5目学校施設建設費、右説明欄、中学校大規模改修事業は、公共工事設計労務単価等への対応を実施するものでございます。

なお、歳出に関する補正予算につきましては、資料1-2に概要をまとめておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

以上、簡単ではありますが、補正予算の説明を終わります。

本 多 教 育 長

本案について質疑願います。よろしいでしょうか。
では、お諮りいたします。

日程第1につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第2 議案第27号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起に関する意見聴取を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第27号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和8年5月29日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤 庶 務 課 長 それでは、議案第27号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について御説明をいたします。資料は2をお願いいたします。

本案は、奨学資金貸付金の滞納案件2件に係る訴訟を提起するものでございます。奨学資金として貸し付けた金額の一部について、借受人、連帯保証人に対し、区から再三の督促をしたにもかかわらず返還に応じないことから、支払いを求めるため訴訟を提起するものでございます。

資料でございます。まず初めに、奨学資金の貸付金の概要でございます。生計上の理由で高等学校等への就学が困難な区内在住の生徒に対し、入学準備金や授業料を貸し付ける事業でございます。令和4年度まで募集をしておりましたが、現在は給付型制度に変更しておるため貸付けは終了しているところでございます。これまでに3,733名、約18億円余を貸し付けた実績がある一方で、現在65件、約1,700万円が滞納となっているところでございます。

債権の回収につきましては、区の私債権の管理に関する条例に基づき運用を行っております。滞納案件の債権回収業務については、適宜、弁護士事務所へ委託をしております。弁護士事務所への委託実績につきましては、項番2に記載のとおりでございます。

続きまして、今回の返還請求に係る民事訴訟の提起2件でございます。いずれも区及び弁護士事務所からの再三の督促、連絡に応じない案件でございます。督促・催告が届いているにもかかわらず連絡がなく、また、一旦連絡があったものの、その後連絡が取れなくなったため、適切な手

続が行えず、これ以上の対応が困難な事案であることから、債権回収を進めるに当たり訴訟の提起が必要となったものでございます。滞納金額は2件で計115万円余であります。

次のページ、2ページをお願いいたします。本件につきまして訴訟を提起することにより時効が完成せず、時効期間が更新されるという効果があります。また、訴訟を契機として、借受人、連帯保証人と連絡が取れ、協議が進めば、和解し、延納や分納などにもつながることを期待しておるものでございます。

今後でございますが、本委員会で御決定いただいた後、区議会に提案、可決後に訴訟提起、口頭弁論等を経て判決となるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 弁護士委託によってかなり効果が出ているなと思うんですけれども、弁護士の委託料というのはどのぐらい、1年契約か何かだと思うんですけど、どのぐらいの感じなのかなと思って、お聞きしたいと思います。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤 庶 務 課 長 弁護士委託でございます。案件によって、金額の多寡によって異なるものでございます。いわゆる基本的な着手金というものの、約3万円程度のものが着手金として、それに対して実際に債権が回収できた場合ですとか、あるいは今回のように訴訟提起ですと別途かかりますけれども、そういったものに対して、例えば成功報酬というような形で回収額の15%ですとか、そういった加算の額になっているところでございます。
以上でございます。

鈴 木 委 員 分かりました。ありがとうございました。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 回収できないような件数が結構、ほかにもあると思うんですけど、今回の2件というのは特に悪質というか、もう困ったなと思うものだと思うんですけれども、そういう理解で合っているかということと、実際にはこれは徹底的にやってほしいなというか、借りたものはちゃんと返すべきと思うんですけれども、そもそも当時を振り返ると、住所を見ると、保証人の方も本人と同じ住所で、名字も一緒のような感じなんですけど、

奥様とか、そういう感じも許可されていたということになりますか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤 庶 務 課 長 2 件の御質問でございます。まず 1 件目でございます。委員からも今お話がありましたとおり、こちらで今まで督促、毎月の返済ですけれども、返済がないために毎月督促を送ります。また、半年に 1 回催告という形で御案内を差し上げて、それでも返済がない場合は弁護士に委託した上でということで、この 2 件についても弁護士委託をして、弁護士から督促状を送ったものでございますけれども、連絡が取れないという状態になってございます。連絡が取れば、現在の家庭の経済状況によって延納、払う期間を遅らせるですとか、分納、金額を減らすとか、各家庭の経済状況に合わせての御返済の計画を練り直すことができますんですが、こちらの 2 件については御連絡が全く取れないと。一旦取れたんですけど、それ以降全く連絡が取れないという状態が続いておりますので、今後の金額ですとか、あとは時効の関係などを弁護士事務所とも相談した上で、訴訟もやむなしということで、これ以上の対応はできないということで訴訟に今回踏み切ったものでございます。

それから、2 点目でございます。借り受けるに当たりましては、当然借受人、御本人、いわゆる生徒ですね。あと保証人ということで、必ず立てていただいております。保証人につきましては、保護者である例が多いです。あるいは祖父母であったりとかということもございます。今回につきましても、当然借受人、御本人とあと連帯保証人と両方の方に連絡を取っておったんですけれども、どちらも連絡が困難であるという状況になっているところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。そうですね。一応奨学資金は、基本的には親御さんに貸すのではなくて生徒に貸すということなので、貸す対象のお名前も相手先も御本人、生徒さん、今はもう大人であって、仕事をしているかどうかは置いておいて社会人のはずですので、本人は認識していると思っていいんですか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤 庶 務 課 長 返済に当たっては、原則、まず本人から返済していただく。あくまでも連帯保証人というのは保証ですので、どういう状況であってもまず御本人に対して貸し付けているという委員からのお話のとおり、我々も返

済の基本はまず御本人で、今回、連帯保証人ということで当然、借受人、借りた本人と全く同じ立場の保証人を立てておりますので、同時にこちらからも返済の督促あるいは催告をかけているというところでございます。

以上になります。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。念のためなんですけど、連絡が取れないということと、この住所、区内にちゃんとお住まいかどうかというのは別の角度で調べることができるんじゃないかと思うんですけれども、それはできているのでしょうか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤 庶 務 課 長 こちらにつきましては、弁護士事務所のほうも通じまして、いわゆる督促状を送るときに、内容証明ですとか配達証明というような形で、必ず送達したことを確認しております。また、住所を最終的に確認を取るような場合ですと、訴訟のこと、今後強制執行などをしていく場合においても、あとは今回の前段でも、例えば住民票の公用請求ですとかそういった形で実際の御住所を特定するというところで手続を進めておるところでございます。

以上になります。

本 多 教 育 長 よろしいですか。

安 部 委 員 はい。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。
では、お諮りいたします。

日程第2につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第3 議案第28号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長

議案第 28 号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 29 日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、
江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本 多 教 育 長

庶務課長。

瀧澤 庶 務 課 長

それでは、議案第 28 号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学
校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について御説明をいた
します。資料 3 をお願いいたします。

この条例は、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災
害補償の範囲、金額及び支給方法等を定める条例でございます。

1、改正の趣旨でございますが、都の条例に基準を合わせております
公務災害補償の補償基礎額について、同条例が改正されたことを踏まえ、
条例の一部を改正するというものでございます。

2、改正内容でございます。こちらに記載のとおり、学校医、学校歯
科医の補償総額はそれぞれ経験年数に基づいて定められておりますが、
それをそれぞれ引き上げるものでございます。経験年数 10 年以上 15
年未満、15 年以上 20 年未満、20 年以上 25 年未満、25 年以上と
いう分類になっておりますが、それぞれ記載のとおり引き上げるもので
ございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、補償基礎額は令和 8
年 4 月 1 日以降の公務災害において適用するものでございます。2 ペー
ジに新旧対照表を添付してございますので、御参照をお願いします。な
お、本区におきましては、これまで学校医等の公務災害の発生例はござ
いませぬ。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしく御審議の上
決定いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長

本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。

日程第 3 につきましては、原案のとおり決定することに御異議ござい
ませんかでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長

御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第 4 議案第 29 号 江東区立幼稚園教育職員の通勤手当
支給規程の一部改正を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第29号 江東区立幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正。

上記の議案を提出する。

令和8年5月29日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、
本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、議案第29号 江東区立幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正について御説明をいたします。資料4をお願いいたします。

幼稚園教育職員のうち臨時的任用職員につきましては、妊娠出産休暇や育児休業の代替といった任用事由の変更があった場合、制度上、一旦離職として取り扱われます。このため、引き続き同一の職員が継続して同じ職場に勤務している場合であっても、通勤手当の支給規定上、手当が支給されない月が生じることが判明しました。このような状況を解消し、引き続き通勤手当が支給できるよう、規定の整備を行うものでございます。

2、改正内容でございますが、職員が離職の日またはその翌日に新たに給料表の適用を受けることとなる場合、すなわち離職後も継続して勤務を継続する場合は離職としないとするものでございます。

3、施行期日ですが、令達の日からとし、令和8年4月1日から適用するものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。この方って、この方というか、こういう理由で通勤手当が頂けない状況になってしまった方というのは、遡ると結構、実際には何人もいらっしゃるのでしょうか。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 実はこちらなんですけれども、制度的なところの御説明になってしまっていますが、実は臨時的任用でいわゆる妊娠休暇から育児休業まで継続して、要は、同じ本来の幼稚園の先生が妊娠して出産されて引き続き育児

休業を取る場合に臨時的任用、代替の職員の方が引き続き行うということがありまして、これまでも事例はございました。ただ今回、実際にあった事例として、たまたま支給ができない運用時の切替えの日があったということで、具体的なお話をさせていただきますと、4月1日まで妊娠休暇で代替をしていた、引き続き2日から、翌日から今度育児休業の代替ということで勤務を継続していたんですが、実は通勤手当というのが月を単位に支給します。いわゆる通勤定期券が基準になりますので、基準日が月の初日に勤務をしていたか否かと、そういうところが基準になっていたところで、通常であれば、例えば月の途中で替わった場合ですと、15日に替わった場合とかですと、4月中は前の任用、それ以降、5月からは新しい任用の方のもので引き続き出せるんですが、今のような1日に退職、2日に任用された場合、制度上ですと、月の途中で新しい任用になった場合、翌月から通勤手当が出るということで、その月が出なくなってしまう。1日まで勤務をしていたというときに、原則としてその月の初日に勤務していれば通勤手当は出せるんですが、1日に退職した場合のみについては前月分までしか出ませんという例外規定が実はありました。なので、この方の場合ですと、3月の通勤手当と5月の通勤手当は出るんですけども、継続して働いているにもかかわらず、4月の通勤手当が1か月分出ないという事例が発生してまいりました。

これは制度上、実は想定していなかった、あるいは言うなれば制度のバグといいますか、そういう状態であったものが今回発覚いたしましたので、そちらの通勤手当をこの規定を改正することで、そういった方についても、今回も実際にいらっしゃった臨時的任用職員についても通勤手当が出せるような形での改正をさせていただくところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

日程第4につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第5 議案第30号 江東区立第六砂町小学校改築工事請負契約に関する意見聴取、日程第6 議案第31号 江東区立第六砂町小学校改築電気設備工事請負契約に関する意見聴取、日程第7 議案第32号 江東区立第六砂町小学校改築機械設備工事請負契約に関する意見聴取、これらはいずれも第六砂町小学校改築工事に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第30号 江東区立第六砂町小学校改築工事請負契約に関する意見聴取、議案第31号 江東区立第六砂町小学校改築電気設備工事請負契約に関する意見聴取、議案第32号 江東区立第六砂町小学校改築機械設備工事請負契約に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和8年5月29日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本多教育長 学校施設課長。

松崎学校施設課長 それでは、議案第30号から32号まで一括して御説明いたします。

まず、議案第30号について御説明いたします。

本件は、区の長期計画に基づく改築工事でございます。こちらは建築工事になります。5月19日に一般競争入札が行われまして、記載の多田建設株式会社東日本事業本部が6億7,638万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料5に入札結果を添付しており、落札率は95%でございます。

続きまして、議案第31号について御説明いたします。

本工事は、議案第30号に伴う電気設備工事でございます。5月19日に一般競争入札が行われまして、記載の株式会社新和電工が1億1,320万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料6に入札経過を添付しており、落札率は96%でございます。

続きまして、議案第32号について御説明いたします。本工事は、議案第30号に伴う機械設備工事でございます。5月19日に一般競争入札が行われ、記載のサカモト・協和建設共同企業体が1億1,000万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料7に入札結果を添付しており、落札率は99%でございます。

いずれの議案とも第2回区議会定例会の議決を得て、本契約の締結となります。また、工期末につきましては令和11年11月30日まででございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上御決定くださいますようお願いいたします。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

日程第5、日程第6及び日程第7につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第8 議案第33号 江東区立枝川小学校校舎その他改修工事請負契約に関する意見聴取、日程第9 議案第34号 江東区立枝川小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約に関する意見聴取、日程第10 議案第35号 江東区立枝川小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約に関する意見聴取、これらはいずれも枝川小学校校舎改修工事に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第33号 江東区立枝川小学校校舎その他改修工事請負契約に関する意見聴取、議案第34号 江東区立枝川小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約に関する意見聴取、議案第35号 江東区立枝川小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和8年5月29日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

松崎学校施設課長 それでは、議案第33号から第35号まで一括して御説明いたします。
まず、議案第33号について御説明いたします。

本件は、区の長期計画に基づく大規模改修工事でございます。こちらは建築工事となります。5月20日に一般競争入札が行われ、記載のT S U C H I Y A株式会社東京支社が18億7,858万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料8に入札結果を添付しており、落札率は94.1%でございます。

続きまして、議案の第34号について御説明いたします。

本工事は、議案第33号に伴う電気設備工事でございます。5月20日に一般競争入札が行われ、記載のケイエヌ・寺尾建設共同企業体が3億8,940万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料9に入札結果を添付しており、落札率は99.9%でございます。

続きまして、議案第35号について御説明いたします。

本工事は、議案第33号に伴う機械設備工事でございます。5月20日に一般競争入札が行われ、記載の田畑・キョーエイ建設共同企業体が6億8,310万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料10に入札結果を添付しており、落札率は99.9%でございます。

いずれの議案とも、第2回区議会定例会の議決を得て、本契約の締結となります。また、工期末につきましては令和10年3月17日まででございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上御決定くださいますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。
では、お諮りいたします。

日程第8、日程第9及び日程第10につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第11 議案第36号 江東区立豊洲小学校校舎その他改修工事請負契約に関する意見聴取、日程第12 議案第37号 江東区立豊洲小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約に関する意見聴取、日程第13 議案第38号 江東区立豊洲小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約に関する意見聴取、これらはいずれも豊洲小学校校舎改修工事に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第36号 江東区立豊洲小学校校舎その他改修工事請負契約に関する意見聴取、議案第37号 江東区立豊洲小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約に関する意見聴取、議案第38号 江東区立豊洲小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和8年5月29日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

松崎学校施設課長 それでは、議案第36号から第38号まで一括して御説明いたします。
まず、議案第36号について御説明いたします。

本件は、区の長期計画に基づく大規模改修工事でございます。こちらの建築工事となります。5月21日に一般競争入札が行われ、記載の株式会社クリスタルジャパンが7億6,092万5,000円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料11に入札結果を添付しており、落札率は93.4%でございます。

続きまして、議案第３７号について御説明いたします。

本工事は、議案第３６号に伴う電気設備工事でございます。５月２１日に一般競争入札が行われ、記載の株式会社ヤマト電設が４億１，８００万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料１２に入札結果を添付しており、落札率は９７．８％でございます。

続きまして、議案第３８号について御説明いたします。本工事は、議案第３６号に伴う機械設備工事でございます。５月２１日に一般競争入札が行われ、記載の中野工業株式会社が５億６，７６０万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料１３に入札結果を添付しており、落札率は９９％でございます。

いずれの議案とも、第２回区議会定例会議決を得て本契約の締結となります。また、工期末につきましては令和１０年２月２９日まででございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上御決定くださいますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。

日程第１１、日程第１２及び日程第１３につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第１４ 議案第３９号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取（江東区立小名木川小学校改築電気設備工事）、日程第１５ 議案第４０号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取（江東区立小名木川小学校改築機械設備工事）、日程第１６ 議案第４１号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取（江東区立第二南砂中学校校舎その他電気設備改修工事）、日程第１７ 議案第４２号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取（江東きつずクラブ北砂増築その他改修工事請負契約）、これらはいずれも議決を得た契約の契約変更に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第１４条第２項の規則により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第３９号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取、議案第４０号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取、議案第４１号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取、議案第４２号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和8年5月29日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、
江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

松崎学校施設課長 それでは、議案第39号から第41号まで一括して御説明いたします。
初めに、議案第39号について御説明いたします。

まず、変更理由についてですが、令和6年第4回区議会定例会で議決
を得た江東区立小名木川小学校改築電気設備請負契約において、令和8
年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置の運用
に伴う契約金額の増額を行うものでございます。

変更内容としましては、契約金額6億117万2,000円に対し、
変更後の金額は6億2,009万2,000円で、差額は1,892万円
です。契約の相手方はヤマト・電交舎建設共同企業体で、工期は令和6
年12月17日から令和9年9月30日までで、工期の延長は行いません。

続きまして、議案第40号について御説明いたします。

まず、変更理由についてですが、令和6年第4回区議会定例会で議決
を得た江東区立小名木川小学校改築機械設備工事請負契約において、令
和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置の
運用に伴う契約金額の増額を行うものでございます。

変更内容としましては、契約金額7億6,709万6,000円に対し、
変更後の金額は7億7,346万5,000円で、差額は636万9,0
00円でございます。

契約の相手方は櫻井・平野建設共同企業体で、工期は令和6年12月
17日から令和9年9月30日までで、工期の延長は行いません。

続きまして、議案第41号について御説明いたします。

まず、変更理由についてですが、令和7年第2回区議会定例会で議決
を得た江東区立第二南砂中学校校舎その他電気設備改修工事請負契約に
おいて、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る
特例措置の運用に伴う契約金額の増額を行うものでございます。

変更内容につきましては、契約金額3億367万1,500円に対し、
変更後の金額は3億931万4,500円で、差額は564万3,000
円でございます。

契約の相手方はヤマニエレクトクス株式会社で、工期は令和7年7月7
日から令和9年2月26日までで工期の延長は行いません。

説明は以上です。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

- 野沢地域教育課長 では引き続き、議案第42号について御説明いたします。
- まず、変更理由についてですが、令和7年第4回区議会定例会で議決を得た江東きつずクラブ北砂増築その他改修工事請負契約において、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置の実施に伴う契約金額の増額を行うものでございます。
- 変更内容としましては、契約金額3億5,838万円に対し、変更後の金額は3億6,360万5,000円で、差額は522万5,000円です。
- 契約の相手方は丸三建設工業株式会社で、工期は令和9年3月15日までで、この契約変更に伴う工期の延長は行いません。
- 説明は以上でございます。よろしく御審議の上御決定くださいますようお願いいたします。
- 本 多 教 育 長 本案について質疑願います。
- 安部委員。
- 安 部 委 員 全部に関わっているんですけど、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の適用に関する特例措置の御説明を具体的にいただけると助かるんですが。
- 本 多 教 育 長 学校施設課長。
- 松崎学校施設課長 設計労務単価の適用に関する説明でございます。令和8年3月1日を基準日にして残工事において、当初の工事の契約から労務単価がどれくらい上昇したか、その上昇分に対して1%を差引きした金額が今回のインフレスライド額ということになっております。
- 以上です。
- 本 多 教 育 長 安部委員。
- 安 部 委 員 ありがとうございます。ということは、やっぱり物価の上昇とか世間のものに合わせるような措置ということであると、これは特例措置といいますが、今後もそういうのが上がっていくなら、これはずっと適用され続けるものということでしょうか。
- 本 多 教 育 長 学校施設課長。
- 松崎学校施設課長 今後も適用されるかどうかというところなんですけど、例えば小名木川小学校で言えば、今回2回目の適用となっております。従いまして、

適宜労務単価の上昇に伴って、１％から業者負担分ということになっているんですけど、それを超える労務単価分に対しては、契約条項にのって区として負担するということになっております。

以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。こちらは、区のほうで特例措置を設けたということだと思うんですけど、この上昇分の契約というのは、区と受託者との協議の上といった流れになるのでしょうか。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

松崎学校施設課長 今回の労務単価の上昇ということについては、国として、労務単価が上昇に関する通知がなされたことに伴って、区が業者に対して、こういう制度を適用しますので、適用するかどうかというところを協議の上決定しているというような流れになります。

以上です。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

安 部 委 員 分かりました。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。

日程第１４、日程第１５、日程第１６及び日程第１７につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。

初めに、報告事項１ですが、本件は協議事項１と密接な関係にあることから順序を変更し、協議事項１と併せて後ほど報告を受けたいと存じます。

それでは、報告事項２ 地下鉄８号線延伸に伴う江東区立豊洲小学校代替校庭の整備及び施行協定書の締結についてを説明願います。

学校施設課長。

松崎学校施設課長 それでは、報告事項２ 地下鉄８号線延伸に伴う江東区立豊洲小学校代替校庭の整備及び施行協定書の締結について御説明いたします。資料１５－１を御覧願います。

初めに、1、背景についてです。地下鉄8号線延伸部のトンネルにつきまして、豊洲小学校の敷地の下、開削工法で整備するという計画になってございます。そのため、当該工事の期間、豊洲小学校の校庭が使用できなくなることから、事業者である東京メトロが代替校庭の整備工事を実施することとしております。

次に、2、代替校庭の整備内容についてです。代替校庭は、案内図記載の豊洲小学校の北西側に隣接する都営豊洲四丁目アパート跡地に位置しており、現校庭の規模及び仕様を充足するものであります。また、代替校庭のグラウンド舗装の仕様については、令和8年から9年度に実施する豊洲小学校校舎その他改修工事で、現在のダスト舗装から全天候舗装に改修すると当初設計計画予定でございましたため、江東区がグラウンドにおいては全天候舗装を整備し、地下鉄工事完了後に既存校庭の復旧はメトロの原状復旧、これにのっとりまして、東京メトロが全天候舗装を行います。

事項をお進み願います。3、代替校庭整備等に伴う施行協定書の締結についてです。今後、代替校庭の整備を行うに当たり、東京メトロ有楽町線延伸（豊洲・住吉間）事業における江東区立豊洲小学校代替校庭の整備等に伴う施行協定書を区と東京メトロの間で締結します。協定書では、表にて双方の主な役割を明確化しております。

最後に4、今後のスケジュールの予定についてです。令和8年6月に協定書を締結し、7月より整備工事を実施する予定となっております。令和9年から13年度まで代替校庭の使用を予定しており、令和14年度以降に現校庭の使用を再開するとともに、代替校庭の撤去を予定しております。

報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。こちらはなかなか難しい話かなと思っていて、要するに、地下鉄の工事が順調に進んでくれないと、このスケジュールどおりにはいかないんじゃないかという話なんですけれども、加えて、この代替の場所も東京都のものですよね。ですので、次に何か使う予定が入らないとも限らないと思うと、とても難しいかなと思うんですけれども、今のところ、まだ着手もしてないかもしれないですけど、予定としては順調だと思っていいんでしょうか。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

松崎学校施設課長 現在の状況についてなんですけど、東京都とメトロと区で協議を進め

ながら、この整備スケジュールを乗せていこうというところで協議をしているところでございます。現状については順調と考えています。
以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。ちなみになんですけれども、こちらで皆さんとお話し、教育委員会でお話をさせていただいていますけれども、実際の契約というのは江東区になりますか。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

松崎学校施設課長 今回の契約、グラウンド舗装に対しては江東区が契約するということになります。
以上です。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

安 部 委 員 はい。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 令和14年で使用再開で、代替校庭撤去と書いてあるんですけれども、この後の代替校庭、いわゆるメトロのグラウンドの使用予定というのは何になるんでしょう。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

松崎学校施設課長 代替校庭を撤去した後の使用予定というお尋ねのことだと思うんですけど、現時点では未定になっております。我々のほうで現時点で情報は把握していないというところになっています。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 未定というのは、建物を建てるのかそういう計画はないということですかね。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

松崎学校施設課長 その後に建物を建てるのかというところのお尋ねなんですけど、今現

時点で私どもが把握している情報では、その情報についても未定となっております。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 じゃ、その後、楽しみにしていきたいと思って、見守っていきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

次に、報告事項3 令和8年度江東区立中学校生徒海外短期留学について及び報告事項4 令和8年度江東区立中学校生徒海外短期留学に係る校長の職務代理については、区立中学校生徒海外短期留学に関する案件のため一括して説明願います。

指導室長。

金 指 指 導 室 長 それでは、報告事項3 令和8年度江東区立中学校生徒海外短期留学について御報告をいたします。資料16を御覧ください。

本事業は、江東区立中学校第3学年及び義務教育学校第9年生に在籍する生徒をカナダに短期派遣し、語学研修、ホームステイ等を体験することにより、国際社会で活躍する人材の育成を図るものでございます。今年度は第37回目となります。

項番の1、留学日程等を御覧ください。派遣先はカナダブリティッシュコロンビア州、スクオミッシュ等となっております。派遣生徒数は42名です。留学期間は7月18日土曜日から7月28日火曜日までの11日間で、主な日程は資料に記載してあるとおりとなります。

現地では英語学習を行い、英語の実践力を高めるとともに、ホームステイを通じて地域の方々との交流も深めていきたいと考えております。また、留学中には江東区と姉妹都市関係にあるカナダのサレー市も訪問する予定でございます。

次に、次のページ、項番2、事前・事後研修会計画を御覧ください。42名の留学生は、先日の5月11日に教育センターにて結団式を行いました。事前研修をスタートさせており、カナダへの出発期間まで7日間の事前研修会、そして帰国後は事後研修会、その後、各学校で報告会を行う予定としております。

本件についての報告は以上です。

続いて、報告事項4、資料17を御覧ください。江東区立中学校生徒海外短期留学に係る校長の職務代理についてです。項番の1、代理となる校長は、深川第二中学校、和田総治校長です。理由としましては、令

和 8 年度江東区立中学校生徒海外短期留学における生徒引率に伴うカナダへの海外出張のためです。

項番の 3、職務代理者は、同校、河村英明副校長となります。

項番の 4、代理する期間は 7 月 18 日から 7 月 28 日までの 11 日間となります。

本件についての報告は以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。カナダの短留、去年と比べて、スケジュールとしてこういうのを変えたよとか、理由があつてこういうふうにしなきゃいけなくなったとか何かありますか。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 行程につきましては、令和 7 年度同様となっております。子どもたちの様子を見ながら臨機応変に変更することはありますけれども、大まかな行程は変わらないような状況です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。あと、スクオミッシュの状況なんですけれども、例えばめちゃくちゃ熊が出始めたとか、日本ではいっぱい叫ばれていますけれども、そういう状況とか、事件、事故が増えているとか安全・安心みたいな治安の変化とか、そういったものは把握されていますか。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 旅行会社を通じて現地の状況も把握しておりまして、そういった動物の被害ですとか気候、治安に大きな変化はないと把握しております。
以上です。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。初めて引率される先生方もいる中で、経験のある引率者を必ず配置しておりまして、今回も引率 3 回目となる教員が行きます。特に 3 年前にも行っているんで、最近の状況はよく分かっていることがあります。また、室長からもありましたけれども、丁寧に現地とやり取りをしてやってまいりますので、昨今、いろいろな事件、事故が起きていますので、改めてそういった部分の安全についてはしっかり

と把握しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

安部委員。

安 部 委 員 1件、すいません。今回、二中の和田校長先生が行かれるということで、校長先生、大体行かれている気がするんですが、何か選定のルールみたいなものはあるのでしょうか。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 必ず団長には校長先生に行っているような状況があります。また、その役割については、中学校の校長会とも連携をしながら決めているような状況はございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
大久保委員。

大 久 保 委 員 令和7年にカナダ留学なさった生徒さんと保護者の方とお話したことがあって、研修期間もたくさんあるので、不安もなく送り出せたという報告もいただきました。あと、令和7年度の報告書をこの間頂いたと思うんですけど、皆さん、行く前は不安だったけど、向こうに着いて、ホストファミリーの方の優しさとかに触れて気持ちも楽になったとか、前向きな報告を受けていて、最後の報告書で、4つの大切さを実感したと書いてあった方がいて、次の方に伝えたいという報告書だったんです。来年以降の留学生に伝えたいとその方は言っていて、自分の経験したこととかを次の人に思いやる気持ち、とてもいいなと思ったんです。

みんなすてきな報告書だったんですけど、今後の次行く方たちにもしどこかで見せられることがあったら、次の人に伝えたいという彼女の思い、彼女が書いてくれた4つの大事なことを見せてあげられたらなと思いました。よろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 工夫して、研修の中で伝えられればと思います。今、名前が挙がった彼女は、この短留を通して非常に成長した子ですし、それ以外のことでも様々成長したことがあって、多分、自分の学校では伝えていると思うので、そういったところをうまく伝えられればいいかなと思っております。

また、現地の話も今ありましたけれども、非常に皆さん温かくて、つい日本にいと、きちきちっとしたり、誰かと比べたり、そういった感覚ってすごくあると思うんですけど、非常に穏やかにこどもたちをしつかりと受け止めてくださって、多分生活をともにする中で、こどもたち

もいろんな学びはあるんじゃないかなと思っています。本短期留学が40年近くにわたって続いているというのは、現地の方々のそういう受け入れる温かさが十分にあるからだなと実感をしているところでもあります。御指摘ありがとうございます。しっかりとつなげていきたいと思います。ほかいかがでしょうか。

浅野委員、お願いします。

浅野委員 教育委員になって初めてこの海外留学を、江東区ではやっているけど、東京都って結構区立の学校でもこういう海外留学というのはやっている学校って多いんでしょうか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 全ての区ではございませんけれども、近隣では足立区ですとか江戸川区とか、そういったところも海外に行っている状況があります。

浅野委員 じゃ、そんなに多いわけではないんですね。

金指指導室長 中学生の海外短期留学を実施しているのは、23区内では本区以外に5区ございます。

浅野委員 江東区は熱心だなと思って。中学でこうやって海外留学、私立では結構やっているんですけど、いいことだなって。中学でやってくださるのは親としても安心で、民間で結構夏休みにやっているんですけど、いいことだな、安心して親御さんは出していかれるかなと思いました。今後よろしくお願いします。

本多教育長 ありがとうございます。近隣も幾つかやっているところはあるんですけど、これだけ長く変わらずやっているところはあまりなくて、実は一時期やめていたんですけども復活した区だったりとか、始まってものそんなに長くないところであったりとか、あと派遣する学年が違うというのが幾つかあります。本区では、中学校3年生、義務教育学校後期課程9年生に当たるが行くんですけど、中2で行くところがあったり小学生が行くところがあったり、様々違いがあるところです。それぞれ地区によって関わりがあるところに行ったりとか、そういった工夫はあるところでもありますけれども、これだけ長く同じところでやっているのは江東区ぐらいしかないかなということです。

浅野委員 そうなんですか。ありがとうございました。

本 多 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。
次に、報告事項５ 江東きっずクラブ等における指導検査の実施についてを説明願います。
地域教育課長。

野沢地域教育課長 それでは、報告事項５ 江東きっずクラブ等における指導検査の実施についてを御説明いたします。資料１８をお願いいたします。
初めに、項番１、指導件数についてでございます。目的でございますが、区では江東きっずクラブ及び私立学童クラブの質の向上を図るため、令和６年４月１日より指導検査を実施しているところでございます。
続いて対象クラブでございますが、江東きっずクラブ６４施設、私立学童クラブ３施設、合計６７施設を対象としておりまして、２年サイクルで全ての施設の指導検査を実施する予定でございます。
次に、（３）検査内容につきましては、主に設備・運営状況の確認、検査講評を１日かけて実施をいたします。
次に項番２、計画及び実績についてでございますが、（１）の一般検査につきましては、１施設当たり職員３名で検査を行いまして、令和６年度は３４施設、令和７年度は３４施設の検査を実施いたしました。設備運営基準を満たさない指摘事項や即時改善等が図れる軽微な指導事項がありましたが、両年とも重要な指摘事項はございませんでした。なお、令和８年度におきましては３３施設の検査を実施する予定でございます。
最後に、（２）の特別検査についてですけれども、施設運営に重大な支障を及ぼす場合に随時実施する検査となりますが、令和６年度、７年度ともに実績はございません。
説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。こちらなんですけれども、６７施設あって、２年に１回の実施で質の向上が図れるはずもなく、実際は形式的にこのルールに基づいて検査を行っていて、それ以外でも、現場に足を運ばないと質の向上や問題を見つけることは不可能だと思うんですけれども、実際には結構足を運ばれているという認識でよろしいでしょうか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

野沢地域教育課長 今のお尋ねでございますけれども、実際にきっずクラブの運営上問題とか相談があったときには、当課の運営指導係、運営指導担当係長の職員が現場に赴いて、その場で意見を聞くなど対応しております。また、

電話等の問合せにも適宜対応しておりますので、そのような面でも、検査以外にも質の向上を図る取組は行っているところでございます。

本 多 教 育 長 研修とか、あと地域で連絡会なども実施しています。
地域教育課長。

野沢地域教育課長 補足で御説明いたします。普段の問合せのほかにも、きつずクラブの主に運営の主任を務めている方の連絡会であったり、あと研修なども年に数回行っておりますので、そのような多面的な取組を行って、質の担保及び向上を図っているところでございます。
以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。多分設備とかそちらについては、定期的にこれから行きますよと言ってチェックしても別にいいのかなと思うんですけど、児童の育成状況とかというのは抜き打ちでもちょいちょい見に行って目をかけてほしいなと思いますので、検討いただければと思います。多分それなりの研修をされていると思うんですけども、民間委託なので難しいかもしれないんですけど、現場の指導や児童と対応しているような先生方が、ちょっと問題があったときに訴える先が微妙だと思うんですよね。民間委託の会社の中のヘルプデスク的なところに問合せすべきなのか、本当は委託元の区にちょっと投げかけたいということもあるかもしれない。仮に後者だったときに電話とかで受け取れるような、そういう窓口は設けているものですか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

野沢地域教育課長 児童の問題とかあったときの問合せ先、訴え先というお尋ねですけども、きつずクラブ運営中、随時に問合せができるような対応を行っております。問題によっては、区に問合せをしたりとか事業者に問合せしたりとか様々あるかと思いますが、区に問合せすべき問題があったときには区のほうでも受けるという体制を整えているところでございます。
以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 運営確認の中で職員の配置と児童の育成と書いてあるんですけども、

職員の配置で以前課題があったような気がしたんですけれども、令和7年度の実績の中で、そういった課題と改良点というものはどんなものがあったか教えていただきたいです。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

野沢地域教育課長 令和7年度の職員の配置に関する課題と改善というところでございますけれども、職員の令和7年度の状況ですと、今回の検査におきまして指摘した事項の中で、職員の配置不足というところがありました。実際のところをお伺いしますと、人員不足というところになるんですけれども、実際に急な体調不良であったり、あと、職員の退職、休職によって不足が生じることが実際にはございまして、そういったときには、文書指摘事項として事業者のほうには、職員の配置を適切に行うよう指導、指摘という形で御連絡しているところでございます。それを受けまして、事業者のほうで改善の報告を区のほうに提出するというような流れで行っているところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

鈴 木 委 員 はい。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項6 江東区立図書館指定管理者の選定手続きについて（こどもプラザ図書館）を御説明願います。

江東図書館長。

吉木江東図書館長 それでは、報告事項6 江東区立図書館指定管理者の選定手続きについて説明いたします。資料19を御覧ください。

本件は、令和4年5月から指定管理者制度を導入したこどもプラザ図書館の今年度末の指定期間満了に伴う指定管理者の選定の実施するものでございます。今回選定を行う施設の名称、所在地につきましては項番1に記載のとおりでございます。現在の指定管理者につきましては、景行会・SDHグループで、指定期間は令和4年5月1日から令和9年3月31日までとなっております。

選定方法でございますが、記載のとおり非公募による選定を行います。非公募理由は、大きく4点ございます。

まず、1点目でございます。江東区こどもプラザ、住吉子ども家庭支援センター、こどもプラザ図書館の3施設は、相互の連携と一体的な管

理を前提とした複合施設であり、現在共同企業体による、いわゆる J V 方式による運営を行ってございます。この運営方式により、事業間の連携、共用部分の効率的な管理、さらには経費削減の面で、当初の想定を上回る成果を上げていることから、引き続き同方式を採用することは適当だと判断したものでございます。

2 点目でございます。3 施設のうち、子ども家庭支援センターは、見守り訪問支援事業をはじめ、妊産婦から 18 歳までの児童及びその保護者を対象に切れ目のない包括的支援を行う施設でございまして、その性質上、非公募とすることが適当でございます。

3 点目でございます。これらの施設は、日常的な見守りや継続的な相談支援を一体的に実施してございます。特に図書館においても、利用者との信頼関係を基盤に、家庭の悩みなどの個人情報に関わる対応が求められるなど、通常の図書館運営とは異なるこどもプラザ図書館特有の役割を担ってございます。

最後に 4 点目でございます。こどもプラザの各機能は相互に密接に関連しており、これらを分離して運営することは困難でございます。したがって、安定的な支援体制の確保とサービス水準の維持向上を図るためには、施設全体を一体として非公募とすることが合理的であると判断したものでございます。

以上の理由により、本件につきましては非公募による選定としてございます。

項番 4、今後の日程でございますが、8 月に指定管理者候補者を決定しまして、第 3 回区議会定例会に議案を提出する予定でございます。区議会での議決後、令和 9 年 3 月中に協定書を締結し、4 月から新たな指定管理者による運営を開始する予定でございます。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。一応確認なんですけれども、こちらは J V ということで、民間の企業は、3 年、5 年たてば、会社の方針ですとか、いろいろやり方は変わり得るものなんですよ。今は J V として一緒に企業体としてやってくださっていますけれども、非公募としておまえたちにやってもらうからねと言っても、向こうがその気かどうかというのは当然確認はされていますよね。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

吉木江東図書館長 明確に非公募という観点でヒアリングは行ってございませんが、今年

度、昨年度、この選定手順に基づいて、別のニュアンスで、お互い仲よくやっているか、お互いさま精神で効率的にやっているか、このまま続けても問題ないかというようなヒアリングはさせていただいておりまして、このまま続けても問題ないというような回答もいただいております。

以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。その上でなんですけれども、非公募ってなると、こっちで勝手に決めたというか、お互いなあなあでやったんじゃないかみたいに使われがちなので、そうしないという意味でも、いろいろきちんとしておく必要が出るんじゃないかなと思うんですが、ちなみにこの企業体の中に、天下りと言ったら言葉があれなんです、区の職員が辞めて行ったとか、今所属しているとかという実態はありますか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

吉木江東図書館長 現在の指定管理者である景行会・SDHグループですが、そこにつきましては、少なくとも区元職員が入っているというような情報は入ってきてございません。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。あと、普段なんですけれども、自分もこどもプラザはよく伺っているんですが、実際に江東図書館長というか、区として定期的にいるというか、常駐に近いような形で一緒にやっていらっしゃるような事実がありますか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

吉木江東図書館長 私含めて区の職員が常駐するというようなやり方は取ってはございません。定期的に伺って、ヒアリング等は私含めてやっておりますし、毎年度事業評価という形で、実際昨日もヒアリングを行っているということで、確認であるとか調整は進めているところでございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

安 部 委 員 はい。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。
では、本報告を終了いたします。
次に、報告事項 7 東京湾華火祭開催に伴う図書館運営についてを説明願います。
江東図書館長。

吉木江東図書館長 それでは、東京湾大華火祭開催に伴う図書館運営について御説明させていただきます。資料 20 を御覧ください。

まず、項番 1 の概要でございます。令和 8 年 10 月 24 日土曜日午後 5 時 30 分より、中央区主催による東京湾大華火祭が開催される予定です。当日は、打ち上げ会場に近接する豊洲地区及び有明地区において大変多くの来場者が見込まれてございます。このため、当該地区の図書館における利用者の安全性の確保の観点から、通常どおりの開館が困難となることが想定されることから、当日は開館時間を短縮して運営するものでございます。

次に、対象施設でございます。豊洲図書館及び有明こども図書館の 2 施設となります。

運営時間につきましては、両館とも開館時間を短縮しまして、正午 12 時で閉館することとしています。

続いて、周知方法でございます。区報並びに区ホームページ、図書館ホームページ、指定管理者のホームページに記載するとともに、館内掲示や貸出レシートへの記載により利用者の皆様への周知を図っております。

最後にその他でございます。豊洲シビックセンター及び有明スポーツセンター内の施設でございますので、そういったほかの施設につきましても同様に、おおむね 12 時閉館とする方向で現在調整を進めているところでございます。

報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
大久保委員。

大 久 保 委 員 ごめんなさい、私があまり知らないんですけど、この花火大会は毎年やっているやつなのかと、この閉館は例年、いつも 12 時で閉館していたのか、それとも今年から閉館するようにしたのか教えてください。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

吉木江東図書館長 こちら、東京大華火祭につきましては、しばらくというか、平成 27 年に、約 10 年前に中央区主催でやったものでございます。ですので、

昨年度も一昨年も当然やってございまして、今回、例えば地域センターの状況であるとか、そういったところの豊洲の雰囲気だとか状況も変わってきておりまして、閉館することにつきましては、今年度しっかりと考えて出した結論でございます。来年度以降につきましては、同様に花火大会があった際につきましても、閉館するかどうかについてはまだ未定でございまして、今回やってみて、この閉館が正しかったのかとか、一番ベストだったのかとかいうのを確認させていただいて、来年度の参考にさせていただこうと考えてございます。

以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。ちなみになんですけど、現時点でどの方向で花火が上がるかというのは大体分かるんじゃないかと思うんですが、有明の図書館とかスポーツセンターのほうからは見えるんですか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

吉木江東図書館長 向きにつきましては、もう報道でも発表されておりまして、具体的に、例えば豊洲の図書館からよく見えるかと言われますと、しっかり見えます。また、有明こども図書館につきましても、少し見えるという感じです。

安 部 委 員 わかりました。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

これより報告事項１及び協議事項に入りますが、報告事項１及び協議事項２件につきましては、区議会及び関係諸機関との審議状況との関係があるため秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 ただいま、全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第１２条第１項の規定により、報告事項１及び協議事項２件は秘密会といたします。

報告事項１ 学校施設の収容対策について及び協議事項１ 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第１０条に定める施設状況の公表については互いに関連する案件ですので、一括して説明を受けた後、審議いたしたいと存じます。

それでは、本件について事務局より説明願います。

教育政策推進担当課長。

西限教育政策推進担当課長

それでは、資料 1 4 を御覧ください。学校施設の収容対策について御説明いたします。

本資料、令和 8 年 4 月 1 日現在における住民基本台帳の人口をベースに、今後のマンション開発等により見込まれる児童・生徒数の増加を考慮の上、令和 8 年度から 1 4 年度の区立学校就学者数を推計した結果、今後収容対策が必要とされる学校を取りまとめたものでございます。今回、小学校 5 校、中学校 3 校、義務教育学校 1 校の計 9 校が対象となっております。

まず小学校でございますが、昨年度対象の深川小学校、毛利小学校、豊洲西小学校、北砂小学校が対象から外れてございます。また、新たに第三砂町小学校が収容対策校となりました。今後の児童数の推移を注視しつつ、必要に応じて教室の改修等を検討してまいります。

続きまして、中学校でございますが、深川第三中学校、深川第四中学校、深川第五中学校の 3 校におきまして、将来的に教室の不足が生じると見込まれてございます。中学校につきましても小学校と同様、今後の生徒数の推移を注視しつつ、必要に応じて教室等の改修を検討してまいりたいと考えてございます。

次に、義務教育学校でございますが、有明西学園の前期課程につきましては、今年度 2 8 クラス編成となっております。既に前期課程での教室数の使用を想定した教室は不足しておりますが、後期課程との調整を図るなど、対応について検討してまいりたいと考えてございます。今後の児童・生徒数の推移を注視しつつ、必要に応じて教室等の改修について検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、資料 2 3 を御覧いただいてよろしいでしょうか。こちらは江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第 1 0 条に定める施設状況の公表について御説明いたします。この条例では、一定規模のマンションを建設する場合には、事業者は土地取引を行う前に、区長にその内容を届けるという内容になってございます。条例の第 1 0 条では、これを受けた形で、区長は公共公益施設の状況を公表するとして規定してございます。本日は、公表する公共施設のうち、小学校、中学校及び義務教育学校、そしてその後、江東きつずクラブについて御説明をさせていただきます。

1 ページお進みいただきまして、小学校の状況でございます。表は、令和 8 年 5 月 1 日現在の児童数、クラス数を学校別にまとめて、今後の児童推計に基づく最大使用教室数と利用可能教室数を記載しております。その中の収容対策が必要と見込まれる学校につきましては、受入れ状況欄にアスタリスクを表示しております。併せて、備考欄に収容対策の内容を記載してございます。

では、3 ページを御覧ください。中学校の状況でございます。中学校につきましても、令和8年5月1日現在の生徒数、クラス数を学校別にまとめて、今後の生徒推計に基づき、最大使用教室数と利用可能教室数を記載してございます。今後収容対策が必要となる学校は、受入れ状況欄、備考欄に記載してございます。こちらにつきましても、小学校と同様になりますが、収容対策につきましては、必要な教室数を確保するように、先ほど説明したとおり検討してまいりたいと考えてございます。

次に義務教育学校の状況ですが、4 ページ目を御覧ください。有明西学園前期課程においては、受入れ状況として収容対策が必要と見込まれておりますが、後期課程との調整等を図り、対応してまいりたいということになってございます。

本区における児童・生徒数につきましては、令和10年度をピークにして減少傾向にあると見込んでございますが、大規模開発を見込んだ計画では、当分の間はほぼ横ばいで推移していくと見込んでございます。本区の児童・生徒を小中学校、義務教育学校へ適切に収容するべく、条例に基づくマンション業者との事前の協議等を十分に行って、入居時期や通学区域の変更などについて調整するなど、今後収容対策を適切に進めてまいりたいと考えてございます。

小学校、中学校及び義務教育学校については以上でございます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

野沢地域教育課長 続きまして、江東きつずクラブの5月1日現在の登録状況について御説明をいたします。資料は5 ページをお願いいたします。

初めに、全学年の児童を対象とし、入会要件を設けていないA登録の状況でございます。小学校及び義務教育学校全46校で実施をしております。表の最下段の記載のとおり、合計で8,130人、前年比131人の減でございます。

次に6 ページをお願いいたします。B登録の状況でございます。B登録は学童クラブ機能を有するもので、保護者の就労等が登録要件となっております。表に記載の入会可能数は、児童1人当たりの面積1.65平方メートル以上を確保するため、利用実態等を勘案し、算定しております。6 ページのB登録のうち小学校内に設置をしているクラブの状況です。専用スペースの確保が困難な3校を除いた計43校で実施をしております。専用スペースの確保が困難なため実施をしていない3校については、次のページに記載の近隣にある学校外クラブをその受皿として対応を図ってございます。なお、6 ページのナンバー42、江東きつずクラブ南砂につきましては、A登録も含めまして、令和8年度より民営化をしているところでございます。

5月1日現在の登録状況でございます。表の最下段のとおり、4,214人となっております、前年からは53人の増となっております。恐れ入りますが、最後、7ページをお願いいたします。B登録のうち学校外の18クラブの状況でございます。5月1日現在の登録数は979人で、前年からは39人の増となっております。以上をもちまして、私からの説明といたします。

本 多 教 育 長 それでは、本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。まず、小学校の改修関係なんですけれども、それぞれ先ほどの小学校の状況のアスタリスクという御説明で、その脇の備考は、大体「普通教室への改修等を検討」ってなっているんですが、これは、特別教室だったところを普通教室にするような措置みたいなことで理解が合っていますか。

本 多 教 育 長 教育政策推進担当課長。

西隈教育政策推進担当課長 もちろん特別教室についてもそういった対象になり得ると思いますけれども、極力そこには手を入れずに、普通教室化できる場所について検討してまいりたいと思ってございます。可能性はあるかなとは思いますが、学校との調整、運営状況などを踏まえて検討してまいりたいと考えております。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 すいません、よく分からなかったんですが、じゃ、これは単純に教室の数を増築して増やすということですか。

本 多 教 育 長 いや、そういうことではなくて、例えば少人数教室を使っているところとか、相談室が2つありますとか、そういったところを学校と調整をして、普通教室へ改修可能なところを下調べしていて、そのところを今後決定していくということです。ここのところを教室に変えることで、学校としては、余裕教室がたくさんあったほうがいろんなことに使えるわけなんですけど、そこを調整して、その中でも比較的教室へ改修していいところについて決定して変えていく、その余裕があるのでそこで対処をしますよというところが改修等検討という形になります。よろしいでしょうか。

安 部 委 員 はい。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。では、きっずクラブのほうなんですけれども、全ての学校がと言うつもりはないんですが、一部自分がお邪魔しているような学校、見えている学校に関しては、きっずクラブ、結構こどもたちがぎゅうぎゅうだったりするんですよ。きっずクラブの先生方と話すと、ちょっと教室を増やしてくれませんかみたいな声が結構聞かれます。学校は学校で、きっずクラブとは別ですという言い方をする学校、先生方もいらっしゃるんですが、同じ学校の中の校舎なので、もう少し柔軟に、もちろん片づけたり大変だと思うんですけど、ここは普通教室で昼間使います、放課後はきっずクラブで使用するなど、もうちょっと柔軟に、教室がないないと言っている中できっずを運営している印象がちょっとあります。うまくスムーズに、環境を整えるのは大変かもしれないんですけど、皆さんのそれぞれの課で調整していただけるとよくなるのになと思っていますが、何か検討の余地はありますか。

本多教育長 地域教育課長。

野沢地域教育課長 きっずクラブのお尋ねですけれども、委員のお尋ねのとおり、学校によっては、部屋がいっぱいといいますか、多くの児童で使っているという状況があります。所管課といたしましては、きっずクラブに使用できる育成室については、ぎゅうぎゅうであればもう学校長なり副校長なり、そういったところと利用の調整などを行っているところではありますけれども、それでもやっぱり普段の教室を使うところの調整とそれぞれの思いの中で一致点を見いだすというところになかなか苦慮しているという状況はございます。

お尋ねの特別教室や普通教室を使わないときは育成室に変換するということも、学校によってはもう実施はしているところでもありますけれども、変換の際の物の運び入れとか、あと児童の持ち物の隠し方とか、そういったところの課題が見えてきたところがあります。とは言いましても、児童の育成の状況で、質の向上というのは先ほど申し上げました御説明のところがありますので、何かしらの対応も課としては検討していきたいと考えてございます。

本 多 教 育 長 現状、扇橋小学校でタイムシェアをさらに進めていまして、今年度から教室を保育室に変えるということを始めています。今までは、空き教室をタイムシェアするという形で、例えば特別教室とかそういったことをやっていたんですけど、それ以外に、普通教室をタイムシェアするというところを始めましたので、これが一層進んでいくと、よりゆったり

というか、広くスペースが取れると思っています。しかしながら、先ほど課長から報告があったように、場面転換とか物の移動とか、あとはこどもたちの物が置いてあるので、その保護の仕方とか、そういったことを工夫しています。現状は先ほど言ったように、扇橋小学校で進めておりまして、そのことについて各学校への周知を図っていますので、先ほど安部委員から御心配の点が挙げられましたけれど、同じ学校のこどもたちを預かるんだという意識を校長には強く持たせて、協力してタイムシェアを進めるというところを一層やっていこうと思っています。

また、居室の狭さという問題も声としては、現場としては上がっているところはあるんですけど、江東区が一番きっちりとスペースを取っているんです。地区によっては1人当たりのスペースを狭くして、何とかこどもたちをたくさん入れようとしているところはあるんですけど、うちは一番広い、国の基準に基づいてやっているの、1人当たりのスペースはかなり取ってはいます。しかしながら、ここにも書いてあるように、入室可能数と登録数って多少違うところがあって、可能数いっぱいに登録があり、出席率も高いところは狭いって感じる場所はあると思うんですけど、それは感覚的なものもあるので、要するに登録者数が少ないところは比較的ゆったりしているので、そこと比べると狭いというところはあると思うんですけど、こどもたちの健全育成とか保育の安全性とか質というところを考えた上では、うちとしてはしっかりスペースを取っていますので、お声はお声として聞きながら、例えば活動も、育成室でやる場合と、体育館とかに移動して活動するとか様々あって、そういったところで分離しながらやっているところもあるので、その辺がきつくと事務局とうまく連携しながら、こどもたちの安全性を確保しながらも、こどもたちの遊び場、居場所を適正に確保できるように進めていければと思っていますので、しっかりと進めていきたいと思っています。ほかいかがでしょうか。

鈴木委員。

鈴木委員 きつずクラブなんですけれども、ほとんど民営化へ進んでいったと思うんですよ。その中でも、幾つか公営がまだ残っている部分もあるんですが、公営がある意義と、今後民営化へ進んでいくのか、その辺の展開はどうなのか教えてください。

本多教育長 地域教育課長。

野沢地域教育課長 きつずクラブの民営化の今後の見通しというところでございますけれども、現状、学校内のきつずクラブで申し上げますと、今3クラブが区直営、公営で運営しているところでありまして、3クラブの公営の意義といたしましては、民営のきつずクラブ運営、例えば学校との調整や直接

児童を育成する経験を持った職員が今度、運営指導の担当係長や運営指導係として経験を踏まえたきつずクラブの指導というものを、民営のきつずクラブに対しまして説明することができる、経験を積む場としても活用できるという点からは、公営のきつずクラブが存在する意義を考えているところでございます。

一方で職員の確保、常勤でありましたり会計年度任用職員でありましたり、そういったところの確保が難しくなっている現状もありますので、その辺のバランスを見ながら、今後の直営を残すかどうかの判断をしていきたいと考えてございます。

本 多 教 育 長 現状残っている公営のところは本当によくやってくれておりまして、そこが拠点になりながら、ほかと連携を取りながらやっているところもあります。今課長が言ったとおりで、バランスを見ながら適切にやっていくことが必要かなと思っております。

安部委員。

安 部 委 員 きつずクラブの民営の事業者さんの数が結構あるなという印象なんです。課長さんの部署としても、あまりにも民営の会社さんが多いと、結構運営が大変になっちゃうのかなと思ってはいるんですけれども、その辺は多少エリアごとに受け持ってもらうですとか、管理する側としても大変なのかなと思うので、その辺、今後どうやっていこうとか何かお考えがあったりするものですか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

野沢地域教育課長 地域教育課のほうで、数ある法人の対応ということ、あと、きつずクラブの数に対しての対応になりますけれども、法人のほうでは、いわゆるエリアマネジャーというところをそれぞれ設置しておりますので、1法人に対しましての法人全体に連絡調整したい場合にはエリアマネジャーと話をする場合もあります。また、きつずクラブ単体、学校の1きつずクラブの問題に関しましては、それぞれ職員のほうで問合せ等があった場合には対応しているというのが現状にはなりますので、課としては、非常に多くのクラブを抱えておりますので、大変じゃないとは言いいくところはありますけれども、今いる現有戦力の中で質の確保につながるように、業務の進め方などは検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。

協議事項1について承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ございませんので、これを承認いたします。
次に、協議事項２ 通学区域の指定校変更についてを審議いたします。
本件について事務局より説明願います。
教育政策推進担当課長。

西限教育政策推進担当課長 資料２４を御覧ください。通学区域の指定校変更について御説明をさせていただきます。

まず、概要欄を御覧いただければと思います。こちらですが、本件は南砂３－９に建築中の新築マンション、クレストプライムシティ南砂、３９６戸になりますが、こちらの通学区域の指定校である第三砂町小学校で児童の受入れが困難となるため指定校変更を行うものでございます。こちらのマンションの指定校を第三砂町小学校から南砂小学校へと変更を行います。

次に、２、児童推計を御覧ください。こちらは第三砂町小学校と南砂小学校、それぞれの通学区域に居住する児童が当該校に通学した場合の収容に必要な学級数を記載してございます。マンションの販売の関係で令和６年５月１日時点の推計値になりますが、クレストプライムシティ南砂の通学区域の指定校を第三砂町小学校のままとした場合、南砂小学校に変更した場合についてということで、変更前、変更後ということで表示をさせていただいております。

御覧のとおり、通学区域の指定校変更を行わない場合には、第三砂町小学校は令和１２年度には利用可能教室数２２教室のところ２４教室必要となり、通学区域の児童を収容し切れなくなってしまうことが推定されてございます。このため、当該マンションの小学校の学区域指定校を南砂小学校に変更し、収容困難となる状況を避けたいと考えております。

最後に、通学区域の図を御覧ください。こちらは現在の通学区域になりますが、黒く塗り潰された場所がクレストプライムシティ南砂になります。赤い線は小学校の通学区域を表しており、御覧のとおり、現状ではクレストプライムシティ南砂は第三砂町小学校の通学区域となっておりますが、当該物件の西側にある南砂小学校を指定校としてございます。

通学区域の指定校変更についての説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 それでは、本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。ちょっと気になったんですが、これはこのマンションの住人の方にはこれから周知するということですか。

本 多 教 育 長 教育政策推進担当課長。

西隈教育政策推進担当課長 こちらのにつきましては、条例の届出等々ございまして、事前に届出があった段階で、販売前にディベロッパーに指定校はこちらになりますということで御説明をしておりますので、それを前提に御購入していくという形になるかと思います。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
それでは、お諮りいたします。
協議事項2について承認することに御異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ございませんので、これを承認いたします。
なお、秘密会の会議録につきましては、本来、教育委員会会議規則で非開示となっておりますが、区議会の審議終了後、公開することといたしましたと存じます。
それでは、以上をもちまして、令和8年第5回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。